

平成20年12月25日

高松市長 大西 秀人 殿

高松市情報公開審査会

会長 藤本 邦人

行政文書の一部公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成16年6月1日付け高競第107号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が公開および一部公開とした処分のうち、「他の地方公共団体の職員名」、「日本競輪選手会理事長・前自転車協議会全国協議会会長・全国競輪場施設協会会長の氏名」、「全国競輪施行者協議会理事長名」、「祝勝会・祝賀会の御祝い相手方名」、「開催指導員名」および「法人化登記をした自治会名・自治会長名」については、非公開とした処分を取り消し、公開すべきである。

なお、「請求書の内訳単価・金額」については、平成16年6月25日付け高競第91号の変更決定により既に異議申立人に公開されており、当該部分に係る異議申立てについては、その利益が無いため却下相当である。

その余の異議申立ては棄却すべきである。

2 公開請求の内容および異議申立てに至る経過

異議申立人が実施機関に公開請求した行政文書の内容、それに対する実施機関の決定および異議申立ての経過は次のとおりである。

【高競第107号の諮問に係るもの】

- (1) 平成11年度以降の高松市競輪局の交際費の前渡金の受払簿およびその領収書，支払証明書の全部
- (2) 平成11年度以降の競輪局で支出した食糧費に関する一切の会計書類およびその附属書類の全部

平成16年 4月27日：請求人からの公開請求を受付

平成16年 5月11日：実施機関が公開および一部公開の決定

平成16年 5月28日：請求人からの異議申立書を受付

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は，次のとおりである。

- (1) 本件処分は，高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）の解釈・適用を誤った違法な処分であり，本件処分を取り消し，全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は，条例の非公開事由に該当しない。特に「請求書の内訳，単価・金額」は，既に他の公開請求において開示されているものである。しかし，本件開示の中でも開示されているものもあり，明らかに本件行政処分の誤りである。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には，適法に処分理由が明示されていないので，高松市行政手続条例8条に違反し，本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由（却下相当内容除く。）

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は，おおむね次のとおりである。

- (1) 個人の氏名，自治会等代表者氏名および個人の印影について
前渡金受払簿，内訳書，支払証明書および執行伺の主な記載事項としては，摘要（個人の氏名），件名，金額，自治会出席者・予定者名・人数および印影等があるが，公開しないこととした個人の氏名，自治会等代表者氏名および印影については，個人に関する情報であり，

特定の個人が識別され、公開されることにより当該個人の利益を害するおそれがあることから、条例7条1号に該当し非公開が相当である。

(2) 法人等の印影および金融機関情報について

歳出管理票および請求書等の主な記載事項としては、予算科目、説明、請求日、相手先住所、氏名、振込口座、内訳単価および金額等があるが、法人等の印影については、公表すべき合理的理由および必要性は無く、かえって偽造等の不正利用につながるおそれもないとはいえず、これを公開することは当人の利益を害するおそれがある。

また、金融機関情報は、事業に関わる金銭の出納に関する情報であり、誰に開示するかは当人の取引上の必要性から当人により決定されるものであり、当人の意思に基づかずして一般市民にまで公開することは、当人の正当な利益を害するおそれがある。

よって、これらの情報は条例7条2号に該当し非公開が相当である。

5 審査会の判断（却下相当内容除く。）

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

競輪事業は、本場記念競輪開催の臨時場外発売を促進しており、来客および関係者との交流に努めている。本件公開請求は当該事業に関するものであり、請求内容2-(1)については、対象行政文書の歳出管理票を公開し、請求内容2-(1)および(2)に係る対象行政文書の歳出管理票、前渡金受払簿、内訳書、支払証明書、領収書、執行伺、請求書等については、一部公開の決定をしている。

非公開とした事項は、個人の氏名、自治会等代表者氏名、印影および金融機関情報であるが、個人の氏名および自治会等代表者氏名については類別すると、「他の地方公共団体の職員名」、「日本競輪選手会理事長・前自転車協議会全国協議会会長・全国競輪場施設協会会長の氏名」、「全国競輪施行者協議会理事名」、「祝勝会・祝賀会の御祝い相手方名」、「開催指導員名」、「全輪協職員・競技会職員名」、「スポーツ紙記者名」、「見舞いの相手方名」および「自治会名・自治会長名」である。以下、非公

開部分について検討する。

(1) 印影（個人・法人等）および金融機関情報について

印影については、公表すべき合理的理由および必要性は無く、かえって偽造等の不正利用につながるおそれもないとはいえないから、これを公開することは当人の正当な利益を害すると認められる。

また、金融機関情報については、事業にかかわる金銭の出納に関する事項であり、誰に開示するかは、当人の取引上の必要性から当人により決定されるべきものである。したがって、当人の意思に基づかずして、取引関係に無い一般市民にまでこれを公開することは、当人が予定していることとは到底言い得ない。

よって、条例7条1号および2号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

(2) 個人の氏名および自治会等代表者氏名について、個別の検討結果は以下の表のとおりであり、それぞれの判断についても同表に記載する。

非公開情報	検討結果
他の地方公共団体の職員名	該当職員の出席した懇談会は、本場開催の際に他の地区でも車券を売り出すための担当者会であり、出席した事実は職務の遂行に関する情報と認められることから、条例7条1号ウに該当し公開妥当
日本競輪選手会理事長・前自転車協議会全国協議会会長・全国競輪場施設協会会長の氏名	左記の者は、団体代表者の立場として出席していることから、団体の情報として公開妥当
全国競輪施行者協議会理事長名	当該社団法人は、総務省の指導監督により、公益法人として、役員名簿を一般の閲覧に供することを求められており、また、理事長名について協議会のホームページで公表していることから公開妥当
祝勝会・祝賀会の御祝い相手方名	当該会合は、秘密裏に開催されたものとは考えられず、不特定の者に知られ得る状態であったと認められることから公開妥当
開催指導員名	参加した会の目的は、競輪開催に伴う事前打ち合わせ会である。開催指導員名(選手名)は関係選手の一人であり、また、会に参加することは私事によることではない。市との間で委託による契約関係もある。手当ても支給される。競輪に参加する選手名は当然に公開され、その内の一人が開催指導員として打ち合わせ会に出席したことを公開しても不利益と

	は言えない。
全輪協職員・競技会職員名	団体の職員であり契約行為に相当するような特段の権限をもって参加しているとは思えないことから非公開妥当
スポーツ紙記者名	法人の従業員の立場であることから非公開妥当
見舞いの相手方名	見舞いに係る情報は、その相手方にとって私的な出来事と言うべきであり、また、交際内容が一般に公表されることが予定されているとは認められないことから非公開妥当
自治会名・自治会長名	<p>記載された自治会の中には、法人化登記をした自治会があり、自治会長名は市により公示されている。このため該当する自治会名および自治会長名は公開妥当。また、関係自治会長としての立場で出席していることから、私事の面は薄く、公表しても本人の不利益とまでは言えない。</p> <p>一方、非法人化の自治会については、自治会長が誰であるかはその会員相互の取り決めにより決定される事柄であり、会員共有の情報である。一般第三者にまで公表することを想定していないし、様々な問い合わせや営業活動等の窓口にされる可能性があり団体の不利益となるおそれがある。また、公表により予想外の事務負担が生じれば自治会長へ就任する者がなくなり、組織の混乱を招くことも想定される。このため、非公開妥当。</p>

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成16年6月1日	諮問書受付
平成20年7月25日	実施機関からの非公開理由書受付
平成20年10月21日	実施機関の非公開理由および争点の審査
平成20年12月22日	答申案審査
平成20年12月25日	答申